東日本大震災

20

経営協 支援活動情報

平成 23 年 7 月 25 日 全国経営協事務局 http://www.keieikyo.gr.jp/

1. 義援金の配分、伝達について

本紙 19 号にて既報のとおり、6 月 28 日に開催しました全社協・社会福祉施設協議会連絡会会長会議(臨時)にて義援金の配分等について決定したところですが、7 月 15 日までに送金を終えるとともに 7 月 $13\sim15$ 日には高岡國士委員長が 3 県を訪問して関係者との懇談、被災した施設をお見舞いしました。

本号では、各県での懇談の概要を報告します。

(1) 宮城県

懇談会出席者

宮城県社会福祉施設経営者協議会 吉田 孝志 会長

宮城県老人福祉施設協議会 黒田 清 副会長

仙台市老人福祉施設協議会 庄司 清典 副会長

宮城県知的障害者福祉協会 中村 正利 会長

宮城県保育協議会 高野 幸子 副会長

宮城県社会就労センター協議会 岡田 昌成 氏(事務局)

宮城県身体障害者施設協議会からの参加については追って対応の予定。

懇談概要

(吉田県経営協会長あいさつ)

今日、ここに集まっていただいている方々を中心に配分委員会を構成し、全国 の皆様のご厚意にお答えしたい。

すべての関係者に納得をいただけるような配分にはなかなかならないと思うが、 できる限り義援金をいただいた皆様の気持ちを理解したうえで役立てていただけ るよう、対応していきたい。

全国の福祉施設関係者のご支援に心から感謝申しあげる次第である。

(意見交換、懇談)

準備が整った法人から、施設再建に向けて一日でも早くゴーサインを出して欲しい。一日でも早く施設再建に着工したい。また、一般競争契約が基本だが、役員会を開催することも困難なので、できれば指名競争契約を認めて欲しい。

仙台市を除く県内では、特養 10 施設、養護 1 施設、ケアハウス 10 施設、デイサービスセンター12 施設が全壊している。そうしたなか、仮設のグループホームは徐々に出てきているが、特養については仮設の事業所が認められていない。収入の途を閉ざされてしまっており、職員雇用の維持にも影響が出てきてい

るので、何らかの手立てを講じていただきたい。

土地の転用許可の簡素化をお願いしたい。

宮城県内の保育所はほとんどが公立 保育所だが、私立保育所では、子ども が減ってしまうと経営が成り立たなく なってしまう。

気仙沼にある民間保育所では運営 をやめてしまった施設も出てきてい る。

最低基準や消防法の規定を満たす ために仮設事業所での事業が認めら れないならば、「特区」を使うことも 考えられるのではないか。



(7.13 KKR ホテル仙台にて)

(2) 岩手県

懇談会出席者 (県経営協正副会長会議にあわせて実施)

岩手県社会福祉法人経営者協議会 関口 知男 会長

#熊谷 徳雄 副会長#及川 穣 副会長#千葉 修 副会長

ル 藤井喜八郎 幹事 (陸前高田)

岩手県社会福祉協議会 古内 保之 専務理事事務局長

ル 橋本 幸代 経営相談員

懇談概要

(義援金の配分について)

本県では、県経営者協議会会長を委員長とする配分委員会を設置することとし、 規程化を図った上で協議、配分を決定していきたい。

種別協議会による義援金の配分が終わっているところもあるので、その状況を 踏まえて十分検討していきたい。

(意見交換、懇談)

県内では、被災によって事業継続が非常に難しくなっている法人がいくつか顕在している。職員の雇用維持ということでは同様の課題を有している法人がいくつかある。

一方で、沿岸地域を中心に生活支援 相談員(有期雇用職員)の募集をかけ ているが予想に反して応募が少ない。 生活を維持していこうとすれば有期雇 用であっても定職につくことを希望し ている人が多いのでは、と思っていた が予想外である。

宮城県に設置した経営協の事務所だが、 3県を対象としているとは言え、やは り宮城県だけのように思われる。 岩手県の関係者も参画させて欲しい。



(7.14 ふれあいランド岩手にて)

(3) 福島県

懇談会出席者

福島県社協 社会福祉施設経営者協議会 星 光一郎 会長

福島県社協 老人福祉施設協議会 三瓶 政美 会長

福島県社協 障がい児者施設協議会 新妻 登 会長

福島県社協 児童福祉施設部会 村田 正弘 氏

福島県保育協議会 宮内 隆光 副会長

福島県知的障害者施設協会 古川 彰彦 会長

福島県社会福祉協議会 岩下 哲雄 常勤副会長

ル 福祉サービス支援課 村島 克典 課長

リング 人材研修課 今関 稔子 主査

″ 福祉サービス支援課 川村 博 経営相談員

懇談概要

(高岡委員長あいさつ)

各種別協議会が実施する義援金の配分が先行していることもあること、各県内の被災法人、福祉施設の具体的な状況が全国段階では把握、判断できないことから具体的な配分については各県にお願いすることとなった。

結果として、皆様にはかえって負担をかけてしまうが有効にご活用いただくためにもご協力をお願いしたい。

全国経営協では、3県共通の支援拠点として仙台に事務所を設けたので、積極的にご活用をいただきたい。

(意見交換、懇談)

義援金については、できるだけ早く関係者に集まっていただき協議して配分を 決定したい。 義援金額の算定について、施設の被害程度だけでは原発事故による避難に対する配慮が現れてこない。東電による補償については個人と中小企業のみであり、現時点ではそれ以外対象になっていない。

茨城の例を見ても補償までに 10 年を要することも覚悟せざるを得ず、それまでに法人が存続しているかどうか、非常に厳しい状況にあることをわかって欲しい。

福島県は、東電の補償があるからそれで対応すればいいという考えがあるようだが、それまでもたない。あらかじめ国で立て替えて補償してもらって国が東電に求償するような仕組みはつくれないか。

経営協が宮城県に設置した事務所を福島 県内にも設置して欲しい。福島での対応は 相当長期間にわたるので、ぜひとも一緒に 対応していただけるような活動を希望する。

原発対応については、県内 150 団体 が共に対応していくということで本日も その会議が開催される。すでに対応して いることもあるが、引き続き、できる限り の連携を図っていきたい。



(7.15 福島ビューホテルにて)

原発の補償を待ち続けることは、法人にとっては可能かもしれないが、利用者には相当の負担がかかることになる。それゆえ、早急な対応をお願いしたい。

〈「経営協 支援活動情報」送付先〉

- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された会員法人
- 「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された都道府県経営協の正副会長
- ・全国経営協ホームページへの掲載